NPO法人 しらかみ終活相談所 のご案内

当相談所では、相続対策、高齢者の認知症対策、障害者や引きこもりの家族を 持つ方のための家族信託をはじめ、空き家対策、改葬・墓じまい、遺言書作成 指導、エンディングノート作成指導。さらに、自分のことが自分で出来なくな った時に必要となる生前事務委任契約、任意後見契約を受任するなど、終活に 関する相談を総合的に受け付けています。また、様々な会場でセミナーを開催 しています。参加者が数人でもお受けしますので、是非、皆さまの終活にお役 立てください。

セミナー・講習会

- ■成年後見制度の仕組みと利用方法
- ■家族信託の仕組みと利用事例
- ■相続対策に必要な知識と遺言書作成
- ■終活のための保険見直し
- ■老後の安心に生前事務委任契約

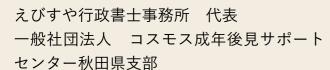
企業の福利厚生の一環としての従業員向け、 福祉施設関係者・自治体・自治会向けなど

民事信託コーディネーター®

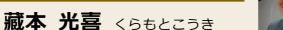
認知症を患った方のご家族の生活や、親なきあ と対策のために「家族信託」という制度があり ます。しかし、制度が施行されて 10 数年しか 経っておらず、専門家が全国的に不足している 状態です。当相談所では、家族信託を取り扱う 専門家の育成に取り組んでいます。お問合せい ただければ、詳細をご案内いたします。

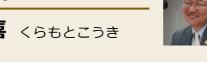
理事相談員

戎屋 鉱希 えびすやこうき



理事相談員





藏本 FP 事務所 代表 日本 FP 協会秋田支部所属ファイナンシャル プランナー 民事信託コーディネーター®

NPO法人しらかみ終活相談所

TEL 0185-74-6461

FAX 050-3730-2788

相談日

平日 10:00~15:00

テレワーク継続中ですので、直接相談員 に繋がる場合があります。

https://shirakami-consul.org syukatsu@shirakami-consul.org

秋田県能代市寿域長根 48-181



セミナー・相談のご案内



自分の老後、家族の老後。 備えて気持ちを軽くしませんか?

セミナー・相談会 お気軽に お問合せ ください。

私たちの多くは、50 歳代半ばころには子育てを 終え、60代、70代、80代と老齢に向かいます。 やがて体調を崩したり判断力が乏しくなった時、 そして最期を迎えた時のことを考え、財産の承継、 家財やお墓などの処理、さらに家族にお願いして おくべき「老後」の事や「葬儀」などについて考える ようになります。終活のことでお悩みがあれば、是 非しらかみ終活相談所へご相談ください。

相談内容

- ■エンディングノートの書き方
- ■相続対策
- ■遺言書の書き方
- ■空き家・空き地対策
- ■保険の見直し
- ■改葬・墓じまい
- 家族信託/成年後見人

頼れる街の法律家「行政書士」と、くらしとお金の専門家「ファイナンシャルプランナー」がご相談に応じます。

NPO 法人しらかみ終活相談所 TEL 0185-74-6461



悩める「終活」Q&A 家族構成や資産状況(動産・不動産比率など)、あるいはライフスタイルなど によっても、備えるべきことは千差万別。これだという決まった形がないとも言えるのが「終活」です。

相続対策

Q. 妹から「父が死んだら遺産もらえるんだよね」と聞か Q. 私たち夫婦には子どもがいません。主人が亡くなった れたけど、妹にも渡さなくてはいけないの?

もいらっしゃらない場合は、亡くなった方の兄弟・姉妹 にも相続権があります。

とき、財産はどうなるのでしょう?

A. 亡くなった方のお子さんか、父母が健在であれば、兄 A. 遺言書などの用意がなければ、ご主人の財産は奥様と 弟・姉妹に相続権はありません。もし、お子さんも父母 ご主人のご兄弟・姉妹が引継ぎ、奥様が亡くなった後 は、奥様の財産として、奥様の相続人に引き継がれるこ とになります。遺言書の準備が必要かもしれません。

遺言書・生前契約

Q. 主人は手書きで遺言書を書いていると言っているけ ど、役に立つのかしら?

A. 「公正証書」や法務局への届出遺言でない遺言書は、 相続人全員が家庭裁判所で「検認」を受けて遺産分割を 決定することになります。自筆の遺言書も検認が必要に なりますので、一度相談されたほうが良いと思います。

Q. 私には頼れる家族がいません。もし、介護状態になっ たときなどは、どうすれば良いでしょうか?

A. 「生前契約」という制度があります。介護状態になれ ば、福祉施設のお世話になったり、入所・入院費用の準 備も必要になります。そのような作業全般や費用の支払 いなども依頼できる制度です。どうぞご相談ください。

●成年後見制度と後見人

成年後見人は、認知症、知的障害、 精神障害などの理由で判断能力が 不十分になった人の財産管理(各 種申告や支払いなど)と、身上監

護(各種届出、医療機関手続、施設入

所の手続・支払いなど)を行います。認知症の場合は、 症状が進んでしまうと、暴力的になったり、言動に暴言 や奇行などが現れます。さらに自分の記憶が曖昧な箇所 には、嘘や妄言が出たり奇声を発したりと、家族では支 援ができなくなってしまいます。

こういう状態になった方の権利を守るために家庭裁判所 より認定された「後見人」が、本人の判断を補い、本人 を法律的に支援・保護します。

●家族信託(福祉型信託)

認知症になると、本人の財産はすべて凍結状態にな り、後見人以外の方は財産の管理処分ができなくなり ます。このような時はご家族に金銭的な負担が発生し てしまいかねません。また、障がいのある子どもさん を持つ親にとって、自分の死後の子どもの暮らしが心 配になります。福祉施設の支援を借りて生活はできる としても、財産管理は難しい場合もあります。

そのような時に活用され ているのが「家族信託 (福祉型信託) | です。 ご相談いただけば丁 寧にご説明いたします。



お父さんが 認知症になったら?

◆ 安心して老後を過ごすために利用できる制度

怪我・病気など体調の変化によって自分でやることが できなくなった時に委託された事務を代行します。

認知症などで、判断能力がなくなってしまったときに、財産 管理や身上監護など、後見人としての業務を行います。

相談受付

対策提案・承諾

牛前事務委任契約・任意後見契約

牛活事務支援

後見監督人選任

後見開始

7? >

葬儀等の支援

相続財産引渡し

初回相談

ご相談と契約

- ●初回の相談は無料です。
- ●家族構成や収支状況、健康状態などによって、提案でき る対策を組成しますので、何でもご相談ください。
- 契約は公正証書によって締結します。

あんしんポイント

公正証書は、法律の専門家である公証人(法務大臣任命) が公証人法・民放などの法律に従って作成する公文書で す。高い証明力をもち、原本は公証役場に保管されます。

《契約時の費用》

- ●委任契約受任初期費用1通 1万円
- ●公正証書費用1通 約6万円
- ●必要書類 実印・印鑑証明・住民票(本籍記載のもの)

生前事務委任契約

主な支援内容

- ●依頼者の財産や収益の管理や保存の代行
- ●金融機関との取引の代行
- ●定期・不定期に必要となる費用の支払いや手続きの代行
- ●行政機関の発行する証明書の請求・受領を代行
- ●介護契約に関連する福祉サービスの契約締結、変更、解 除、解約、費用の支払いの代行
- ●病院への入院に関する契約、変更、解除、契約、費用の支 払いの代行
- ●これらの事項に関する紛争解決のための和解・仲裁
- ●その他、依頼者が必要とする業務・作業 など

《契約の発効と費用》

- ●契約後、依頼者・ご家族・縁者からの要請で発効します。
- ●月額利用料 1万5千円
- ●交通費 10 km 200 円

任意後見契約

主な支援内容

- ●左記、生前事務委任契約の支援に、以下が加わります
- ●家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立
- ●月1回程度の訪問
- ●財産の処分(後見監督人の許可が必要)
- ●訴訟に関する事項の代理

あんしんポイント

任意後見人は、家庭裁判所が選任した監督人の監督のもとで 代理業務を行いますので安心です。なお、生前事務委任契約 の支援内容は、任意後見契約でも引き続き行います。

《契約の発効と費用》

- ●契約後、依頼者・ご家族・4 親等以内の親族の要請で発効
- ●月額利用料 1万5千円
- ●交通費 10 km 200 円

死後事務委任契約

主な業務内容

- ●親族への連絡や身辺整理
- ●葬儀・埋葬に関する一切の事務
- ●医療費や施設利用料等の清算
- ●公共料金の支払い及び停止手続き
- ●未受領の債権回収
- ●遺言執行者受任
- ●相続人への相続財産の引渡し

《契約の発効と費用とその他》

- ●依頼者の死亡で発効します。
- 《契約締結の要件》
- ●遺言書の事前作成
- ●死後事務の内容に応じた前払い金の預託